



県章

山形県公報

平成26年7月4日(金)
第2559号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……751
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……752
- 民有保安林指定の予定……………(林業振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……753
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

企業局関係

規 程

- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………754

正 誤

告 示

山形県告示第631号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
庄内みどり農業協同組合	J A庄内みどりデイサービス 結い・なかひらた 酒田市熊手島字道の下熊興屋30番地	通 所 介 護	平成26. 6. 24

山形県告示第632号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
庄内みどり農業協同組合	J A庄内みどりデイサービス 結い・なかひらた 酒田市熊手島字道の下熊興屋30番地	介護予防通所介護	平成26. 6. 24

山形県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営中郷地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営中郷地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
朝日町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成26年7月10日から同年8月8日まで
- 4 その他
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第634号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成26年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
西村山郡大江町大字三郷字袖山乙1890、乙1892の1、乙1892の2、字須多子森乙2007の1、乙2007の2、乙2008、乙2010の1、乙2010の4
- 2 保安林指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山形県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年7月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成26年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 最上小野田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡最上町大字富沢字大森3816番5から		旧	40.0メートル	195メートル
同 2326番13まで			6.0	
同	上	新	75.0メートル	同上
			6.0	

山形県告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年7月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成26年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上野曽根字郷野目端80番1から		旧	14.0メートル	283メートル
同 牧曽根字大坪61番まで			9.0	
同	上	新	14.5メートル	同上
			9.2	

山形県告示第637号

次の開発行為は、完了した。

平成26年7月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年5月28日 指令村総建第146号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東村山郡中山町大字長崎字淵ノ上579番4、580番1、581番1、583番、598番、600番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
ダイワロイヤル株式会社

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第8号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年7月4日

山形県企業管理者 廣瀬 渉

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第145条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

正誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成26. 3. 31	号外(7)	22	下から24	法律第 号	法律第80号